貨物自動車運送事業法第２４条の３及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第２条の８に基づき、
当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

2026年6月30日

四国西濃運輸株式会社

○　輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況

①　基本方針

「物流を超えて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する。
企業市民として常に交通安全を心がけ、環境問題にも積極的に取組む姿勢を基本とする」

②　目標　　『有責車両事故ゼロを達成しよう』

１．構内事故「ゼロ」を達成しよう

２．後突事故「ゼロ」を達成しよう

３．追突事故「ゼロ」を達成しよう

４．リフト事故「ゼロ」を達成しよう

５．入社5年未満の乗務員による事故「ゼロ」を達成しよう

６．事故惹起者による事故再発「ゼロ」を達成しよう

③　達成状況 2025年度（3月末現在）　　15事業所、586人に対する指導の実施

○　事故に関する統計　　＊2025年度（自動車事故報告規則第２条に規定する事故）0件

○　2025年度の行政処分　年度中の行政処分なし

○　輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

①　事故ゼロ運動「カンガルー運動」の展開

②　事業所単位で、年間「安全指導計画」を策定
事故防止委員会を事業所単位に設置、月々の安全活動を実施

③　社内外の専門講師による、安全講習会の実施

④　安全機材の設置（デジタコ・ドラレコ・バックアイカメラ・衝突被害軽減装置）

⑤　ナスバネットによる適性診断の実施

⑥　IT遠隔地点呼の導入による対面点呼の充実

○　輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

＊　事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社統括部門に連絡、その情報については
各事業所に情報として配信、安全教育教材として活用。

＊　組織体制は、安全管理規程内に記載。

○　輸送の安全に関する教育および研修計画

①　初任運転者研修

②　事故再発防止研修

③　エコドライブ研修

④　車両事故ゼロへの取り組み　ドライバーコンテストへの参加　（車両点検技術・法規走行研修）

⑤　安全インストラクターによる各種研修

⑥　ドラレコ映像を活用した事故事例・ヒヤリハット研究会の実施

○　輸送の安全に係る内部監査

輸送の安全に関するヒアリングを含めた内部監査を実施。

○　安全統括管理者

執行役員　岡﨑哲郎

○　安全管理規程（資料：組織図・指揮命令系統）